東かがわ市告示第130号

東かがわ市介護・福祉施設等支援金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月28日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市介護・福祉施設等支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により経費が増加する中、その影響を価格に転嫁することができず、公定価格でサービスを維持しながら運営を続けている事業者に対する東かがわ市介護・福祉施設等支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　支援金の支給の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に別表に規定する介護・福祉施設等を開設している事業者で、令和８年９月１日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

（１）　香川県又は東かがわ市による介護サービス及び障害福祉サービス等の指定又は許可を受けている者

（２）　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームとして都道府県知事に届出を行っている者

（３）　老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームを経営している者

（４）　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

２　前項の規定にかかわらず、令和８年９月１日から第４条に規定する申請の日までにおいて、サービス等の提供実績がない又は事業を休止若しくは廃止している者は交付対象者から除く。ただし、市長が認める特別な場合は、この限りでない。

（支援金の額等）

第３条　支援金の額は、別表のとおりとし、支援金の交付は、施設・事業所ごとに１回限りとする。

（支援金の申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、東かがわ市介護・福祉施設等支援金交付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）を施設・事業所ごとに市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、第２条の要件を満たしている場合に支援金を交付するものとする。

（調査協力）

第６条　市長は、申請書及び事業の内容に関する調査について、申請者に協力を求めることができる。

（支援金の返還）

第７条　市長は、支援金の交付を受けた後に第２条の規定に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、交付を行った支援金の返還を求めることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年 10 月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第４条に規定する申請の日までに支援金の申請を行った者にかかる第５条、第６条及び第７条の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第２条、第３条関係）

区　　分		支援金の額
入所・居住系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 軽費老人ホーム 有料老人ホーム	１定員当たり 10,000 円 30 万円を限度
	施設入所支援事業所 共同生活援助事業所 障害児入所事業所 その他市長が認める事業所	
通所系	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所※	１定員当たり 5,000 円 15 万円を限度 開設日数が週５日未満の場合は、開設日数／５を乗じる。 ※空床利用を除く
	短期入所事業所※ 生活介護事業所 就労支援事業所 就労選択支援事業所 就労継続支援Ｂ型事業所 放課後等デイサービス事業所 児童発達支援事業所 その他市長が認める事業所	
訪問系	訪問介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所	１事業所当たり 50,000 円 ※同一事業所で介護・障害福祉サービスが重複する場合は、介護サービス事業所を優先
	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 指定特定相談支援事業所 その他市長が認める事業所	

別記様式（第４条関係）

年　　月　　日

東かがわ市長　　様

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

東かがわ市介護・福祉施設等支援金交付申請書兼請求書

東かがわ市介護・福祉施設等支援金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

記

１　交付申請（請求）額　　円

２　対象事業所（施設）

事業所（施設）名称	
サービス種別	定員 人
□入所・居住系　10,000 円×定員　＊30 万円限度 □通所系　5,000 円×定員　＊15 万円限度 ＊週 5 日未満の場合：開設日数×1/5 □訪問系　50,000 円	

３　振込先

金融機関名		店名
預金種別	１　普通　　２　当座	
口座番号		
（フリガナ）		
名義人		